

令和 8 年 9 月 吉日

お客様 各位

ぐんまみらい信用組合

「未利用口座管理手数料」の対象口座拡大に伴う普通預金規定等の改定について

当組合では、令和 3 年 6 月 1 日（火）以降に新規開設された普通預金（決済用普通預金・総合口座を含む）および貯蓄預金口座を対象に限りご負担いただいていた「未利用口座管理手数料」について、この度、令和 3 年 5 月 31 日以前に開設された普通預金（決済用普通預金・総合口座を含む）および貯蓄預金口座についても、適用させていただくこととなりました。

また、今回の対象口座拡大に伴い、普通預金規定等を改定いたします。改定後の預金規定については、当組合ホームページをご確認ください。

なお、「未利用口座管理手数料」については、2 年以上ご利用がない口座を対象としておりますので、日頃よりご利用いただいております口座については対象となりませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

【未利用口座管理手数料の概要】

対象となる口座	普通預金（決済用普通預金・総合口座を含む）および貯蓄預金口座
未利用口座となる条件	●最後の預入れまたは払戻してから 2 年以上、一度も預入れ(当該口座の利息組入れを除く)、払戻し(未利用口座管理手数料の払戻しを除く)がない口座は未利用口座として、当組合が定める未利用口座管理手数料を支払ってください。 ●ただし、次のいずれかに該当する場合は未利用口座の対象外とします。 1. 当該口座の預金残高が 10,000 円以上ある場合 2. 同一店舗にて借入残高が 1 円以上の場合(カードローンは除く) 3. 同一店舗にて預り資産(定期預金、定期積金、積立定期預金、国債等)が 1 円以上ある場合 4. カードローン返済口座 5. その他当組合が適切と判断した場合
手数料	年額 1,320 円（税込）
手数料の引落	●未利用口座となった場合、届出住所へ通知を発送します。 ●通知発送後、一定期間((約 3 ヶ月)経過しても利用がない場合には、該当の未利用口座から払戻請求書等によらず本手数料を払戻しさせていただきます。
口座解約	●該当の未利用口座が残高不足により本手数料の払戻しができなかった場合には、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として充当のうえ、当該口座を解約いたします。

以上